

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例・規則名
102	一関市産業教養文化体育施設	持込電気器具等電気 料金(500w以上、1kwh まで)	—	1回	50	変更	変更	変更	持込電気器具使用料	産業教養文化体育施設条例施行 規則
102	一関市産業教養文化体育施設	持込電気器具等電気 料金(コンセント1箇所 につき)	—	コンセント 1箇所/1時 間	未設定	50	変更	変更	持込電気器具使用料	産業教養文化体育施設条例施行 規則